⑹ Time-limit for tender : 4 : 00 P.M Feb 7 2013 (tenders submitted by mail 4 : 00 P.M Feb 6, 2013)

⑺ Contact point for the notice : Procurement Team, Procurement／Contract Department, Central Nippon Expressway Company Limited, 2―18―19 Nishiki Naka-ku, Nagoya-shi 460―0003, Japan. Phone 052―222―3469

入札公告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。

本入札公告に記載の工事は、技術提案を共通化できる２件の工事を対象に、一括して公告し、審査を実施する試行工事である。

本件の入札にあたっては、電子入札システムにおいて２件の工事が別々に案件登録されているので、複数の工事に参加を希望する場合は、参加を希望する工事毎に申請書の提出及び入札が必要である。

平成 24 年 12 月 18 日

支出負担行為担当官

東北地方整備局長　徳山日出男

◎調達機関番号　020　◎所在地番号　04

１　工事概要

⑴　品目分類番号　41

⑵　工事名　①国道45号大槌地区トンネル工事（以下「①工事」という。）　②国道45号小鎚地区トンネル工事（以下「②工事」という。）（①工事、②工事共に電子入札対象案件）

⑶　工事場所　①工事　岩手県上閉伊郡大槌町大槌～上閉伊郡大槌町吉里吉里地内　②工事　岩手県釜石市片岸町～上閉伊郡大槌町小鎚地内

⑷　工事内容　①工事　・大槌第１トンネル　延長Ｌ＝256ｍ、Ｗ＝12.0ｍ、内空断面積87.6㎡、掘削Ｌ＝256ｍ、支保工Ｌ＝256ｍ、覆工Ｌ＝256ｍ　・大槌第２トンネル　延長Ｌ＝2,043ｍ、Ｗ＝12.0ｍ、内空断面積94.9㎡、掘削Ｌ＝2,043ｍ、支保工Ｌ＝2,043ｍ、覆工Ｌ＝2,043ｍ　②工事　・鵜住居第２トンネル（以下「②－１工事」という。）延長Ｌ＝1,447ｍ、Ｗ＝12.0ｍ、内空断面積94.9㎡、掘削Ｌ＝1,447ｍ、支保工Ｌ＝1,447ｍ、覆工Ｌ＝1,447ｍ　・小鎚第１トンネル（以下「②－２工事」という。）延長Ｌ＝307ｍ、Ｗ＝12.0ｍ、内空断面積87.6㎡、掘削Ｌ＝307ｍ、支保工Ｌ＝307ｍ、覆工Ｌ＝307ｍ

⑸　工期　①工事　契約締結日の翌日から平成27年12月８日まで　②－１工事　契約締結日の翌日から平成27年10月13日まで　②－２工事　契約締結日の翌日から平成26年５月22日まで

⑹　使用する主要な資機材　①工事　コンクリート約39,300㎥、Ｈ形鋼材約1,730ｔ、ロックボルト約880ｔ　②－１工事　コンクリート約19,400㎥、Ｈ形鋼材約930ｔ、ロックボルト約430ｔ　②－２工事　コンクリート約6,200㎥、Ｈ形鋼材約260ｔ、ロックボルト約110ｔ

⑺　工事実施形態

①　本工事は、総価契約単価合意方式の対象工事である。本工事では、受発注者間の双務性の向上とともに、契約変更等における協議の円滑化を図るため、契約締結後受発注者間の協議により総価契約の内訳として単価等を合意することとする。

なお、本方式の実施にあたっては、「総価契約単価合意方式実施要領」及び「総価契約単価合意方式実施要領の解説」に基づき行うものとする。

また、実施方式については、単価等を個別に合意する方式（以下「単価個別合意方式」という。）によることとする。なお、協議開始の日から14日以内に「単価個別合意方式」による協議が整わない場合は、「単価包括合意方式」にて行うものとする。（実施要領等については、国土交通省ホームページを参照　http://www.mlit.go.jp/tec/sekisan/sekkei.html）

②　本工事は、入札時に施工方法等に関する技術提案（以下技術提案）を受け付け、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する入札時ＶＥ方式（総合評価落札方式）の適用工事である。

③　本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。

④　本工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受け付ける契約後ＶＥ方式の試行工事である。

⑤　本工事は、トンネルの長期保証を規定した試行工事である。指定した指標に適合するように、覆工コンクリートの一般的な材料及び工法を使用し、材料の選定、施工方法、施工管理等をより適切に行うことにより、覆工コンクリートの耐久性の向上を図るものである。

⑥　本工事は、「土木請負工事工事費積算基準」等により各種工種区分に従って対象額ごとに求めた共通仮設費率（率分）及び現場管理費率にそれぞれの補正係数を乗じることとしていることから、見積にあたっては留意すること。なお、補正係数については入札説明書に記載している係数とする。

⑦　本工事は、「共通仮設費（率分）のうち営繕費」及び「現場管理費のうち労務管理費」の下記に示す費用（以下「実績変更対象費」という。）について、土木工事標準積算基準に基づき算出した費用に「被災地以外からの労働者確保に要する追加費用に対する当面の運用について」（平成24年２月29日）に基づく補正係数を乗じて計上しているが、被災三県における建設工事については、不足する技術者や技能者を広域的に確保せざるを得ない場合も考えられることから、契約締結後、労働者確保に要する方策に変更が生じ、土木工事標準積算基準書の金額相当では適正な工事の実施が困難になった場合は、実績変更対象費の支出実績を踏まえて最終精算変更時点で設計変更する試行工事である。

営繕費：労働者送迎費、宿泊費、借上費

労務管理費：募集及び解散に要する費用、賃金以外の食事、通勤等に要する費用

⑧　本工事は、発注者が新たな積算方式を用いて積算を行う「施工パッケージ型積算方式」の試行工事である。（「施工パッケージ型積算方式」の詳細については、国土交通省国土技術政策総合研究所ホームページを参照　http://www.mlim.go.jp/lab/pbg/theme/theme2/theme_sekop.htm）

⑻　本工事は、資料の提出、入札等を電子入札システムで行う対象工事である。なお、電子入札システムによりがたい者は、承諾を得て紙入札方式に代えることができるものとする。

２　競争参加資格

次の⑴から⑿までに掲げる条件を満たしている者により構成されている特定建設工事共同企業体であって、「競争参加者の資格に関する公示」（平成24年12月18日付け東北地方整備局長）に示すところにより東北地方整備局長（以下「局長」という。）から①工事、②工事に係る特定建設工事共同企業体としての競争参加者の資格（以下「特定建設工事共同企業体としての資格」という。）の認定を受けている者、又は次の⑴から⑿までに掲げる条件を満たしている単体有資格業者、経常建設共同企業体（甲型）であること。また、特定建設工事共同企業体にあっては、経常建設共同企業体を構成員とすることはできない。

⑴　予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

⑵　東北地方整備局における一般土木工事に係る一般競争参加資格の認定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。

⑶　東北地方整備局における一般土木工事に係る一般競争参加資格の認定の際に客観的事項（共通事項）について算定した点数（経営事項評価点数）が、1,200点以上であること（上記⑵の再認定を受けた者にあっては、当該再認定の際に、経営事項評価点数が1,200点以上であること。）。

⑷　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記⑵の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

⑸　単体有資格者、特定建設工事共同企業体の代表者にあっては、平成９年４月１日以降に、発注者から直接請負った者（以下「元請け」という。）として完成・引き渡しが完了した、下記の要件を全て満たすＮＡＴＭ工法によるトンネル工事の施工実績を有すること（共同